工事施工遵守事項

１．工事の実施にあたっては、交通に支障を与えないよう特に注意するとともに、工事個所に法定外公共物占用工事許可表示板及び危険防止のため、工事標識、柵、その他の防護施設を施し、かつ、夜間は赤色灯を点灯し工事します。

２．道路上に掘削土砂及び物件を放置せずに施工します。

３．占用期間中において道路工事又はその他の工事により占用物件の除去、改築、移転等命ぜられた場合は、申請者の負担において速やかに措置します。

４．本件によって発生した事故の一切は、申請者において速やかに措置します。

以上の通り遵守し、施工しますから、許可くださるようお願いします。

令和　　年　　月　　日

（宛先）五戸町長

住　所

申請者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住　所

施工者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞